

最高人民法院最高人民検察院による
偽造悪質商品生産販売刑事事件の処理に係る
法律の具体的適用問題についての解釈

2001年4月9日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

最高人民法院最高人民検察院による偽造悪質商品生産販売刑事事件の処理に係る法律の 具体的適用問題についての解釈

(2001年4月5日最高人民法院裁判委員会第1168回会議、2001年3月30日最高人民検察院第9期検察委員会第84回会議で採択 2001年4月9日最高人民法院、最高人民検察院公布 2001年4月10日から施行)

偽造悪質商品の生産販売犯罪活動を法により懲罰するため、刑法の関連規定に従い、この種事件処理に係る関連法律の具体的適用に関する若干問題について以下のように解釈する。

第一条 刑法第140条に規定した「製品に雑物、偽物を混入させる」とは、製品に不純物、異物を混ぜ、製品の品質を国家法律、法規又は品質基準規定を明示する品質要求を満たさず、有すべき性能が無く、失わせることである。刑法第140条に規定した「偽物を本物と偽る」とは、ある使用性能を具備しない製品をこの性能を具備する製品と偽る行為のことである。刑法第140条に規定した「粗悪品を上等品と偽る」とは低レベル、低ランクの製品を高レベル、高ランクの製品と偽り、又は不完全、不用中古部品を組合せ、本物、新製品と偽る行為のことである。刑法第140条に規定した「不合格製品」とは「中華人民共和国製品品質法」第26条第2項に規定した品質要求を満たしていない製品のことである。

この条に規定した上述の行為を定めにくい場合には、法律及び行政法規に規定した製品品質検験機構に委託し、鑑定をさせなければならない。

第二条 刑法第140条、第149条に規定した「売上げ」とは生産者、販売者が偽造悪質製品を販売した後、得た又は得られるであろう全部の違法収入のことである。偽造悪質製品がまだ販売されておらず、且つ貨物価値の金額が刑法第140条に規定した売上げの三倍以上に達する場合、偽造悪質製品生産販売罪（未遂）とし、罪を定めて、処罰する。貨物価値は生産販売した偽造悪質製品の価格により計算する。価格がない場合、同類合格製品の市場中間価格により計算する。貨物価値が算定しがたい場合には、国家計画委員会、最高人民法院、最高人民検察院、公安部が1997年4月22日に共同発行した「差押え、取戻し、没収物品の価格見積管理弁法」の規定に従い、指定された見積推定機構に委託して定める。何回も偽造悪質製品生産販売行為を実施し、且つ処理されていないものに対して、偽造悪質製品の販売金額又は貨物価値を累計する。

第三条 生産販売した偽造薬品が省レベル以上の薬品監督管理部門が設置し又は定めた薬品検験機構の鑑定によって、以下に掲げる各号を満たす場合には、刑法第141条に規定した「人体の健康を脅かすに十分である」と認めなければならない。

- (1) 基準を超過した有毒、有害の物質を含む。
- (2) 明記した有効的成分を含まず、診断治療を誤らせる虞がある。
- (3) 明記した適応症、又は主要機能が規定の範囲を超過し、診断治療を誤らせる虞がある。
- (4) 明記した応急手当に必須な有効的成分を欠く。生産販売した偽造薬品で人に軽傷、重傷を負わせ又はその他の重大な結果をもたらした場合には、「人体に重大な危害を及ぼす」と認めなければならない。

生産販売した偽造薬品を使用させた後、人に重大な身体障害をもたらし、三人以上重傷、十人以上軽傷を負わせ、又はその他の特に重大な結果をもたらした場合には、「人体健康に特に重大な危害を及ぼす」と認めなければならない。

第四条 省レベル以上の衛生行政部門が定めた機構の鑑定によって、食品が重大な食中毒事故又はその他の重大な食源的疾病をもたらす可能性があり、且つ基準を超過する有害細菌又はその他の汚染物を含めるものについては刑法第 143 条に規定した「重大な食中毒事故又はその他の重大な食源的疾病をもたらすに十分である」と認めなければならない。生産販売し、衛生基準を満たしていない食品で、人に軽傷、重傷又はその他の重大な結果をもたらす場合には、刑法第 144 条に規定した「人体健康に重大な危害を及ぼす」と認めなければならない。生産販売した、衛生基準を満たしていない食品で、人を死亡させ、重大な身体障害を負わせ、三人以上重傷、十人以上軽傷を負わせ、又はその他の特に重大な結果をもたらすものに対しては、「結果は特に重大である」と認めなければならない。

第五条、生産販売した有毒有害の食品で、人に軽傷、重傷又はその他の重大な結果をもたらすものに対しては、刑法第 144 条に規定した「人体健康に重大な危害を及ぼす」と認めなければならない。生産販売した有毒有害食品で、人に重大な身体障害をもたらし、三人以上の重傷、十人以上の軽傷又は其の他の特に重大な結果をもたらすものに対しては、「人体健康に特に重大な危害を及ぼす」と認めなければならない。

第六条、生産販売した、基準を満たしていない医療器械、医用衛生材料で人に軽傷又はその他の重大な結果をもたらすものに対しては、刑法第 145 条に規定した「人体健康に重大な危害を及ぼす」と認めなければならない。生産販売し、基準を満たしていない医療器械、医用衛生材料で人に病毒性肝炎など治癒しがたい疾病をもたらし、一人以上、三人以上の軽傷又はその他の重大な結果をもたらすものに対しては、「結果が特に重大である」と認めなければならない。

生産販売した、基準を満たしていない医療器械、医用衛生材料で人を死亡させ、重大な身体障害をもたらし、エイズを感染させ、三人以上重傷、十人以上軽傷を負わせ又はその他の特に重大な結果をもたらすものに対しては、「情状が特に劣悪である」と認めなければならない。

医療機構又は個人が人体健康についての国家基準、業種基準を満たしていない医療器械、医用衛生材料であると知り又は知りえながら、それを購買、使用し、人体に重大な危害を及ぼすものに対しては、基準不合格医用器材販売罪とし、罪を定め処罰する。国家基準、業種基準がない医療器械については、登録製品基準を「人体健康を保障する業種基準」と見なすことができる。

第七条 刑法第 147 条に規定した偽造悪質農薬、獣薬品、化学肥料、種子生産販売罪において言う「生産により大きな損失をもたらす」とは一般的に二万元を最低限とし、「重大な損失」とは十万元を最低限とし、「特に重大な損失」とは 50 万元を最低限とする。

第八条 国家公務員は私利のために不正を働き、偽造悪質商品生産販売犯罪に対し、法律に規定した処理職責を履行しなく、以下に掲げる各号を満たす場合には、刑法第 414 条において言う「情状が重大である」とする。

(1) 偽造薬品又は有毒有害食品の生産販売犯罪行為を放任する。

(2) 法により、二年間有期徒刑以上の刑罰を科する可能性がある偽造悪質商品生産販売犯罪行為を放任する。

(3) 三以上の偽造悪質商品生産販売犯罪行為を実施する単位又は個人に対し追究の職責を履行しない。

(4) 国家と人民の利益に重大な損失又は劣悪な影響をもたらす。

第九条 他人が偽造悪質商品の生産販売を実施していることを知り又は知りえながら、貸付金、資金、通帳番号、領収書、証明書、許可証明書を提供し、生産経営の場所又は運輸、貯蔵、保管、郵送などの便宜を提供し、若しくは偽造品生産技術を提供するものに対しては、偽造悪質商品の共犯とし処罰する。

第十条 偽造悪質商品生産販売犯罪とともに、知的財産権侵害、非法経営などの犯罪を構成する場合、処罰がより重きな規定に従い、罪を定め、処罰する。

第十一条 刑法第 140 条乃至第 148 条に規定した罪を犯し、更に暴力、威喝の方法で処罰を拒否し、その他の犯罪を構成した場合には、数罪を合わせて処罰する規定に従い、処罰する。

第十二条 国家公務員が偽造悪質商品生産販売に関与するものに対しては、重きに従い処罰する。